

消費者支援ネット

# ニュースレター



〒400-0834

山梨県 甲府市 落合町59-2

電話：055-243-2443

FAX：055-241-0597

Mail：[info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)

## 成人（成年）年齢引き下げに関する消費者アンケート結果報告（概要）

※今回は、2022年の法改正を前に若者を中心に実施したアンケート結果を報告します。是非、これからの参考にしていただければと思います。一方で「20歳誕生日」・「就職・就活」時期を狙って「不当な勧誘広告・勧誘行為」等が多発すると言われていています。1人1人が消費者被害に遭わぬように日々、気をつけましょう。また、契約や商品購入等において、不安やトラブル等については消費生活センターに連絡しましょう。

1. アンケート集約人数内訳について。実施日：2018年10月～12月。回収率約85%。 単位：人

項目	18歳 高校生	19～20 歳・大学生	一般消費 者20代	30歳代	40歳代	50歳代	60～70 歳以上	総合計
人数	603	280	87	142	198	154	213	1,686

◇総合計には、年代未記入9名含まれます。 ◇合計男女比：男812名、女706名、男女未記入168名。

◇集計数には、項目だけ記入の人数分は反映されています。◇高校生は、県内3校の先生方にご協力頂きました。

2. 「若者の意識調査」という事を踏まえて、「若者：高校生+大学生+一般消費者20代」=合計970人と、「30歳以上」の合計=716人との比較をし、特徴をまとめました。

裏面もご覧下さい

\*各種トラブル4-1～8項目は「勧誘された回答者2ケタ人数項目」で、3例について報告いたします。

質問項目	若者：970人	30代以上：716人	比較・特徴等
2. 2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることを知っていますか？	・知っている764人 (78.8%) ・知らない202人	・知っている598人 (83.5%) ・知らない109人	・法改正は全世代で認知度8割前後。 今後も周知必要
3. (今は)未成年が単独で行なった契約取り消しができること(未成年取消権)を知っていますか？	・知っている335人 (34.5%) ・知らない631人	・知っている389人 (54.3%) ・知らない314人	・若者認知度3割。 改正法実施時被害増加潜在要因
4-1. エステ500円モニター応募。今なら安いと15回50万支払う。中途解約手数料10万払う	・勧誘された 23人中、10人	・勧誘された 23人中、13人	・「勧誘された」 23人
4-5. 3万円キャッシュバック商品を購入、無料ウォーターサーバー設置契約が一緒に月5000円の水が定期購入とあとで知った	・勧誘された 18人中、8人	・勧誘された 18人中、10人	・「勧誘された」 18人
4-7. アダルトサイト見ていて会員登録完了画面になり解除料5000円払ったが間に合わなかったと言われ退会料5万円を請求された	・勧誘された 21人中、19人	・勧誘された 21人中、2人	・「勧誘された」 21人 ・若者の割合が非常に高い。要対策
5. 消費者トラブルで被害や不安な事があった時に、相談できる消費生活センターや「消費者ホットライン(188)」を知っていますか？(188は近くのセンターに着信、休日は国民生活センターに着信)	・知っている306人 (31.5%) ・知らない619人	・知っている381人 (53.2%) ・知らない282人	・若者の認知度低く早急な対策必要 ・30代以上でも認知度が低く53.2%。対策必要



◇質問項目3. 未成年取消権：現法律では法定代理人の同意なく未成年が行った契約は取り消すことができます  
(法律で保護されています)。2022年4月から18～19歳は対象外となります。

◇質問項目5. 188通話料：相談窓口につながった時点から、通話料が発生します。休日は国民生活センター  
に電話がつながり相談することができます。相談は無料です。

◆今回のアンケート結果を受けて、2月12日に記者会見を行い、広く報道していただくよう要請した結果、  
TVや新聞で詳しく報道され、広く県民に周知できました。

◆県行政での取り組みを強化・充実していただくよう2月末に県知事宛、下記の提言を行いました。

## 山梨県 知事 殿

特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット

### 成人年齢引き下げに伴う「消費者被害未然防止等」に関する提言書（要旨）

2022年の法改正は、今の中学2年生が18歳時に実施され直接、影響を受けます。

特に、未成年取消権が無くなる点は、認知度が低く、認知度が低いままでは、若者の消費者被害の増加につながる「潜在的要因」として心配されています。

下記の提言内容を十分にご検討いただき、今後の県行政の施策に反映頂きますよう要請申し上げます。

#### 1. 小・中・高の学校における消費者教育の充実・強化を図って下さい。

\* 質問3. の認知度は約3割と低く、30代以上に比べ、約2割低いことに対して、消費者教育が必要です。

#### 2. 2022年度法改正及び各種消費者被害の留意点について、県民へ周知徹底を図って下さい。

#### 3. 質問5. の県民生活センターなどの認知度及び居住地近くの消費生活相談窓口<sup>に</sup>直接連絡が取れる消費者ホットライン「188（いやや）」の認知度が大変低く、10～20代は31.5%で最低の認知度です。家庭での消費者教育を期待したい子育て世代は、30代38.7%、40代は45.5%で、半数以下です。

・こうした低い認知度は、県民の消費者被害の防止及び未然防止上、放置できない状態です。

最優先の対策として、報道機関の協力も得て、相談窓口の認知度向上及び利用方法の周知を図って下さい。



【適格消費者団体認定申請（総理大臣宛）を準備中です！】



6月1日の総会後に、設立時の目的である「適格消費者団体」認定申請を行う予定です。

適格消費者団体に認定されると不当な事業者に対して、「不当条項等の差止請求権の行使（訴訟含む）」が可能になり、より一層、消費者被害の防止及び未然防止に貢献ができます。

上記の「差止請求権行使」にしっかり対処出来るように準備いたします。また、財政面（年会費のみで運営）や不当な情報（情報お寄せ下さい）など、県民のみなさまには、更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

\*問い合わせ先は、表紙右上に掲載しています。詳しい資料をお届けいたします。

加入もお待ちしています。